

様式1（視察用）

会派行政視察報告書

平成29年度会派 宮城維新の会 の行政視察研修を、平成29年7月25日（火）に執り行いましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成29年8月7日

名取市議会議長 郷 内 良 治 様

会派名 宮城維新の会
代表 吉田 良



記

- 1 期 日 平成29年7月25日（火）
- 2 参加人員 1名 〈氏名〉吉田 良
- 3 視 察 先 (1)宮城県東松島市
- 4 行 程 表 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり
- 6 所 感 別紙のとおり



「宮城維新の会」会派視察行程表

平成29年7月25日(火)

7/25	<pre> graph TD A[名取駅 10:55] -- JR常磐線 --> B[仙台駅 11:09] B -- JR仙石線 --> C[矢本駅 12:31] C -- 徒歩 --> D[東松島市役所 12:45] D -- 徒歩 --> E[矢本駅 14:40] E -- JR仙石線 --> F[仙台駅 15:05] F -- JR仙石線 --> G[名取駅 16:02] H[名取駅 16:15] -- 仙台空港アクセス線 --> I[仙台駅 16:00] </pre>	<p>宮城県東松島市 視察 13:15~14:30 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字河戸36番地1 TEL 0225-82-1111 議会事務局 田中 将徳 様</p> <p>「市民協働のまちづくりについて」</p>
------	---	---

宮城維新の会管外行政視察報告書

視察場所 宮城県東松島市

視察日時 平成29年7月25日(火) 13:15~14:30

視察項目 市民協働のまちづくりについて

対応者 市民協働課長 渡邊 晃 氏
協働推進班長 鈴木伸幸 氏
協働推進班主任 八木裕二 氏
議会事務局 田中将徳 氏

報告者 吉田 良

1 東松島市の概要

東松島市は仙台市の北東にあり、広域石巻圏の西端に位置することから、広域仙台都市圏とも隣接し、東は石巻市、南は太平洋に面している。平成17年4月に桃生郡矢本町と同鳴瀬町が合併し発足した。市の面積は約101km²。平成29年1月時点での人口は40,236名である。年間平均気温や降水量からみても、東北としては比較的暖かく風雨の少ない。市の西北部には丘陵地が連なり、南には特別名勝「松島」の一角を占める。また、市東部には航空自衛隊松島基地が置かれている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震度6強の大きな揺れを観測し、地震に伴う津波の高さは最大で10メートルに達した。この津波により、市域全体の36%が浸水し、1,000人を超える犠牲者を出した。地震と津波による家屋被害は、全壊・大規模半壊・半壊で11,077戸と、全体の約74%もの家屋が大きな被害を受けたことになる。また、市内では最大51cmの地盤沈下も発生している。現在、復興まちづくり計画に基づいて災害公営住宅の整備が進み、順次入居を開始している。平成30年度までには、全ての災害公営住宅への入居が可能になる予定である。

2 市民協働のまちづくり 取り組みの動機

平成17年の合併を機に、旧矢本町・旧鳴瀬町それぞれの「まちづくりに対する考え方・進め方」や「歴史」の違いが明確になり、市民生活にさまざまな変化が生じた。それに加え「少子高齢化」「景気低迷による財政難」「ライフスタイルの変化」など社会的な変化も生じている。そこで、東松島市のまちづくりが進むべき新たな方向として「協働のまちづくり」が打ち出された。

3 市民協働のまちづくり 取り組みの概要と事例

協働のまちづくりを進めるにあたり、市は特に環境整備に重点を置いてきた。具体的には①生活地域単位で考えて行動するための地域自治組織の育成、②地域自治組織が活動するための財源確保の仕組みづくり、③地域自治組織が活動するための拠点施設（事務所）の確保である。さらに、将来的にはNPOや各種事業者との協働も視野に入れながら取り組まれる。

事例1 まちづくり基本条例の制定（平成20年度）

市民活動における「市民の権利と役割」について、全ての関係者の共通認識として位置付けるための条例。

事例2 地域自治組織の育成（平成19～20年度）

市内8つの生活区域（地区）を単位とした自治組織づくり。18年度から各地区単位で「まちづくり委員会」を設置し、自治組織のあり方について検討を重ね、20年度に8地区に自治組織を設立。

事例3 地域活動拠点の整備（平成19～20年度）

従来の地区公民館について、「各地区の自治組織の活動拠点」として幅広く効果的に活用することを目的として、「市民センター」の機能も併設した。また、平成21年度からは市民センターに完全に移行し、各地区の自治組織が各センターの指定管理者となり、地域が主体の管理運営を行っている。

【取り組みの沿革】

平成19年度 公民館に市民センターを機能併設
(まちづくり担当職員を1名追加配置)

平成20年度 指定管理時採用予定者を研修採用（6カ月）し業務引継ぎを実施

平成21年度 地域自治組織による運営
(市職員の配置をやめ、指定管理制度を導入)

事例4 地域まちづくり計画（平成20年度～）

地域住民の自発的な活動と自立（地域内の自助・共助）の仕組みづくりを進めると同時に、地域ごとの「まちづくり計画」を策定。

事例5 地域まちづくり交付金制度

地域の特色に合わせて、市民と行政が力を合わせてまちづくりを行うため、各地域自治組織やまちづくり団体に対して予算を交付し、地域住民の知恵やアイデアによる施策の実施や、地域まちづくり計画の実現を目指す。

- 1 基本項目 地域自治組織運営及び地域まちづくり計画に盛り込まれた事業経費で、使途が地域の裁量に任される。申請があれば必ず交付される。
- 2 提案項目 地域まちづくり計画に盛り込まれた事業で、地域が独自に企画を提案した事業。上限額が設定され、提案の内容を協議して交付額が決定される。

- 3 選択項目 市が特に必要とする補助事業や、地域と連携して実施する方が効果的と思われる事業について、市が業務の仕様と金額を提示し、地域が実施を判断し実施する事業。残金があった場合はほかの項目・事業へ流用可能。

4 市民協働のまちづくり 市役所としての取り組み

1 庁内体制の整備

① 協働のまちづくり推進本部の設置（平成19年度～）

市長を本部長とし、行政における市民協働推進の検討及び意思決定機関としての役割を果たす。

② 地域担当職員制度（平成18年度～）

各地域自治組織及び市民センターの側面支援、相談役を担う地域づくり推進員として、市の部課長を地区毎に数名配置。担当となった職員は、地域の要請により、会議への出席やアドバイスなど、地域に出向き活動を行う。東日本大震災の影響により休止したが、29年4月、部課長職員から再開。

③ 地域まちづくり担当部署の設置

主管課として総務部に市民協働課を設置し、推進に当たっている。

2 マイセルフカードの発行（東日本大震災の影響で休止中）

市役所職員の地域参加を促進するため、職員の地域活動を記録する「マイセルフカード」を配布し、年末に回収して職員の活動状況を確認。地域活動に貢献している職員は、人事査定において加点することとしているが、目的はあくまでも職員の啓発と位置付けている。

5 地区自治会制度

東日本大震災による被害は、地域活動の拠点である市民センターにとっても時代なものであった。流出や全壊を免れた5市民センターは指定避難所として、被災者の生活再建のサポートに当たった。残りの3市民センターは、代替施設において事業再開に努め、平成28年度までに復興交付金等による再開を果たした。

集団移転地や災害公営住宅等の新しいコミュニティができ始めてくるのと同時に、一方で残された仮設コミュニティの支援も必要とされている。そこで平成29年4月から、市内全域で「地区自治会制度」にシフトし、地域住民・市・自治協議会（市民センター）・官民団体がより一層連携して、協働のまちづくりに向けて取り組んでいる。

1 業務・役割の再分担

これまでは、行政区に行政区長、各地区に地区センター長などの役員を選任し、市長から委嘱された各種行政委員も含め、それぞれの組織等で連携を図りながら活動してきた。地区自治会制度の導入により、行政区長等が担っていた業務を地区の住民

へ再分担することで、組織のスリム化と予算の有効な活用を図る。

これまでの組織で廃止されるもの

・行政区（108組織）

行政区長・環境衛生推進員・土木委員

・地区センター（震災前65組織）

センター長・地域づくり推進員・生涯学習推進員・保健推進員

2 市から地区自治会へ依頼する業務役割

総務課：定例会議への出席・各種式典等への出席・広報物の配付

市民協働課：拠点施設の維持管理

生涯学習課：生涯学習や社会教育を通じた（スポーツ・文化）活動

健康推進課：地区住民が健康になるためのサポート

環境課：ごみ集積所の管理等・不法投棄の防止・環境衛生にかかる行政との調整役

建設課：道路等の破損箇所・補修箇所等の報告・土木事務にかかるその他必要と認める事項

防災課：自主防災組織担当・防犯灯の維持管理

全庁的関わり：各種会費等の集金と納入・各種委員の推薦・その他必要により各種団体の職務等を行う

3 地区自治会制度移行後の地域まちづくり交付金

これまで自治活動推進費として、地区センター等の施設維持管理経費や地区センター役員などの活動推進費が交付されていたが、移行後は毎年1月1日現在の世帯数を基に算定した金額を交付している。交付には、地区自治会長・地域づくり担当・生涯学習担当・保健推進担当・環境衛生担当・土木担当・防災担当を置くことが必須である。役員報酬分を地域まちづくり交付金として、地区自治会へ交付することで、地区の実情に即した優先課題に対し、主体的に取り組むことも可能となっている。なお、まちづくり交付金の使用報告書を年度末に提出しなければならない。

6 所感

深刻さを増す少子高齢化と人口減少の問題に対し、東松島市が持続可能な行政と地域のあり方を追求して到達した結論が、協働のまちづくりと地区自治会制度であったといえる。新たな制度の導入により、業務が集中していた公務員特別職の行政区長などが廃止され、代わりに地区自治会へ交付金を交付するという形で、業務の分散と主体的な地域づくりが可能となった。一部から反対の声も上がったが、丁寧な説明を繰り返すことによって理解を得られたことは、同じ課題を抱える他の自治体にとっても大いに参考になるだろう。

名取市の人口は増加傾向にあるが、高齢化の進展は他人事ではなく、各地域における自治会活動が今後も安定的に継続していけるとは言い切れない状況に置かれている。本市は区長

業務の見直しについて、震災復興業務が落ちついた段階でスケジュール化を図るとしているが、東松島市が復興事業と同時に行政区制度の廃止を進めてきたことを見れば、今始めても決して早いとは言い切れないことを意味するのではないか。なお、高齢化を乗り越えるというだけの消極的な動機付けではなく、自分の地域のことは（お金の使途まで）住民が自ら主体的に決定するという積極的な動機付けによってこそ、行政区制度の見直しは行われるべきと考える。

最後に、東松島市の協働のまちづくりと地区自治会制度は、行政から地域へ「財源（まちづくり交付金）」「権限（依頼業務）」「人間（地域担当職員）」の「3ゲン」を移したという意味で、道州制の縮小版と見なすことができるように思える。住民主体による地域課題の解決を実現できるのか、それとも行政に頼らなければ地域課題は解決できないという結論に至るのか、今後の推移を見守っていきたい。